

はじめに—文京区みどりの基本計画中間評価について

(1) 中間評価の背景と目的

今回中間評価を行う「文京区みどりの基本計画」(以下、「現行計画」という)は、平成 11(1999)年 3 月の策定後、令和2(2020)年3月に改定し、公表したものです。区民、事業者、区が協力・連携しながら、みどりを創出し、育み、活かしていくことを目的に、10 年間の取組方針を5つ掲げ、その方針に基づく具体的な施策として、10 の重点施策及び 44 の取組施策を策定しました。さらに、取組施策とともに、緑被地面積の目標値を定めており、平成 30(2018)年から令和 11(2029)年までに、緑被率を18.4%から19.0%に上昇させることを目指しています。

現行計画は、計画期間を令和 11(2029)年までの10 年間で定めており、令和6(2024)年度に中間の5年目を迎えることから、取組施策の実施状況や課題の分析・評価を行い、今後の進め方を整理しました。



(2) 中間評価の方法

現状把握のため、令和2(2020)年度から5年間における国や都、文京区の新たな制度等、みどりを取り巻く社会の動向を整理するとともに、令和5(2023)年度に実施した第9次文京区緑地実態調査の結果等を基に、文京区のみどりに関する総合的な分析・評価を行いました。次に、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度における取組施策の実施状況を取りまとめ、さらに取組施策を実施していく上での課題を整理しました。最後に、文京区みどりの基本計画中間評価検討委員会において、関連計画との整合性の確認・検討を行い、目標年次である令和11(2029)年度に向けて、今後の方向性を整理しました。

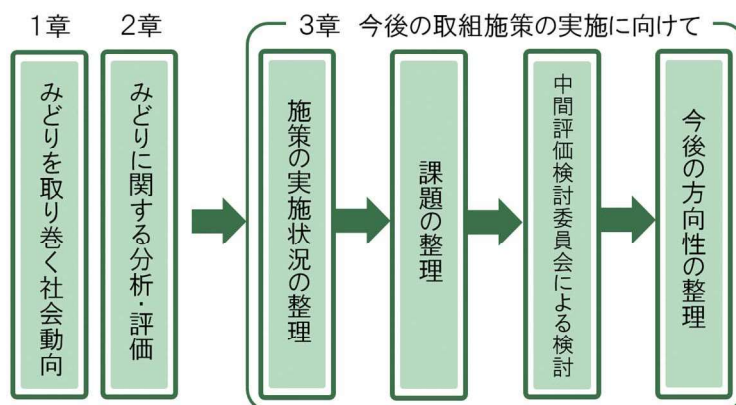


図 中間評価の手順